

東武佐野線各駅前防犯カメラリース及び保守委託仕様書

- 1 件名 東武佐野線各駅前防犯カメラリース及び保守委託
- 2 契約期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日まで (60か月)
(賃貸借期間) (長期継続契約)
- 3 契約の形式 60か月リース契約
- 4 設置場所 東武佐野線葛生駅周辺 外
- 5 契約の範囲
 - (1) 防犯カメラ(録画装置及び付属品を含む。)の設置及び設定
 - (2) 表示看板の作成及び取付け
 - (3) その他設置に係るすべての申請業務
- 6 防犯カメラの設置場所
 - ① 葛生駅 街路灯ポール (産業政策課所管)
 - ② 多田駅 防災行政無線柱 (危機管理課所管)
 - ③ 田沼駅 鋼管ポール (危機管理課所管)
 - ④ 吉水駅 鋼管ポール (危機管理課所管)
 - ⑤ 堀米駅 (東口) 鋼管ポール (危機管理課所管)
 - ⑥ 堀米駅 (西口) 街路灯ポール (道路河川課所管)
 - ⑦ 佐野市駅 鋼管ポール (危機管理課所管)
 - ⑧ 田島駅 鋼管ポール (危機管理課所管)

7 仕様、数量及び機能要件

防犯カメラ、録画装置等の仕様、数量及び機能要件については、次のとおりとする。

(1) 品目及び数量

品 目	仕様	合計数量
防犯カメラ	有効画素数 200 万画素以上 (AHD を含む) 画像サイズ フル HD (1980×1080) 以上 録画レート 1 秒間に 10 コマ以上 逆光補正 有 防塵防水性 IP66 以上 夜間撮影機能 (夜間撮影は白黒でも可)	8 台
録画装置	防犯カメラのメーカー推奨品	8 台
AC アダプター	防犯カメラ及び録画装置のメーカー推奨品	8 台
無線 LAN ルーター (無線 LAN 方式の場合)	防犯カメラ及び録画装置のメーカー推奨品 第三者の不正アクセスを防止するための暗号化等の措置が講じられるもの	8 台
記録媒体	10 日間以上の記録画像を保存できるもの 高耐久であるもの	8 個
カメラ取付金具	防犯カメラ及び録画装置のメーカー推奨品	8 個
表示板	「防犯カメラ作動中」「佐野市」と表記 ※大きさ、素材の指定は無し	8 枚

(2) 防犯カメラ及び周辺機器の機能は、下記を満たす新品とする。

ア 汎用パソコンにより画像の抽出、保存、再生を行うことができるものであること。ただし、画像の閲覧には、パスワードの入力等、第三者が容易にこれを抽出、保存、及び再生できない措置が講じられていること。

イ 画像記録媒体は、鍵(汎用性のないもの)等により第三者が容易に取り出せない措置が講じられていること。

ウ 屋外に設置するため、全天候型で高耐久のものであること。

参考品

品 目	型名・メーカー
防犯カメラ	KER-300B II (株)ケルク電子システム製
	IG-KHC150BGW (株)ケルク電子システム製
	TMI-331X (株)テスコム製
	DS-2CD2046G2-I HIKVISION 製

※「KER-300B II (株)ケルク電子システム製」又は「IG-KHC150BGW (株)ケルク電子システム製」で見積もる場合は、付属品の参考品は以下の表の通りとする

AC アダプター	PS-1236 (株)ケルク電子システム製
無線 LAN ルーター	KE-WL100 (株)ケルク電子システム製
カメラ取付金具	KEP-SCCAT-2 (株)ケルク電子システム製
記録媒体	NSDB-256GS ハギワラソリューションズ製
	NSDB-128GS (2 枚) ハギワラソリューションズ製
	KE-SD128M (2 枚) スイスビット製

※「TMI-331X (株)テスコム製」で見積もる場合は、付属品の参考品は以下の表の通りとする。

録画装置	TMV-M3 (株)テスコム製
------	-----------------

※「DS-2CD2046G2-I (HIKVISION 製)」で見積もる場合は、付属品の参考品は以下の表の通りとする

AC アダプター	DC12-1000N HIKVISION 製
無線 LAN ルーター	PA-WG1200HS4 日本電気(株)製
カメラ取付金具	DS-1275ZJ HIKVISION 製
記録媒体	SDSQUA4-256G-EPK SanDisk 製

- (3) 上記以外の製品で見積もる場合は、佐野市危機管理課へ確認を取るものとする。
- (4) 保証期間は完了検査後 1 年とする。ただし、メーカー発行の保証書により 1 年を超える保証がある場合はその期間とする。また、納入者の責任に属する不良箇所が生じた場合は無料で修理または交換するものとする。

8 表示板の設置

防犯カメラを設置する場所には、電柱などカメラ付近に「防犯カメラ作動中」及び「佐野市」と記載した表示板を設置する。

9 費用の負担

- (1) 設置・検査に必要な材料・機材並びに検査・調査・すべての申請手続き等防犯カメラ設置に伴う必要な費用は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 電気料については、佐野市の負担とする。
- (3) 本仕様書に明記の無いものであっても、防犯カメラの設置上当然必要な費用はすべて受託者の負担とする。

10 情報セキュリティ

防犯カメラは無線 LAN 方式もしくは有線 LAN 方式を採用するものとし、第三者による不正アクセスを防止する処置を講じること。

11 保守委託について

- (1) 6 か月ごとに 1 回定期点検を実施すること。
- (2) 上記以外において、佐野市よりカメラの不調等で緊急に要請があった際には、至急現場に到着し、必要な措置を行うこと。
- (3) 点検後、結果について書面にて佐野市へ報告すること。
- (4) 点検の結果、装置の修正、修理、部品交換等の必要がある場合は、早急を実施すること。
- (5) 補修等の費用については、すべて費用に含めるものとする。

12 その他

- (1) 見積りには、保守管理費を明示すること。
- (2) 賃貸借契約期間満了後は、返却または再リースの契約を別途行うものとする。
なお、機器の返還費用及び機器の解体、搬出及び廃棄等に係るすべて費用は、受注者側にて負担すること。
- (3) 賃貸借契約期間満了または契約の解除に伴う機器の返還費用及び機器の解体、搬出及び廃棄等にかかる費用は、データ消去も含み賃貸借料に含めること。
- (4) 設置完了後、設置した防犯カメラにより撮影された画像を電子メールまたは紙等で提出すること。
- (5) 防犯カメラを設置することについて、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)その他法令に基づく許可等が必要な場合には当該許可等を受けること。
- (6) 設立、設置作業等における軽微な変更は、仕様変更の対象としない。
- (7) 機器接続後、設置施設を管轄する職員等に注意事項や取扱いの説明をすること。
- (8) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の規定に関して本業務の遂行に疑義が生じた場合は、佐野市と受託者の協議によりその解決を図ること。

13 賃借料及び保守委託料の支払い方法

支払いは毎月払いとし、毎月初めに前月分の賃借料及び保守委託料を佐野市に請求するものとする。ただし、保守委託料については、佐野市と受託者の協議により支払い時期を変更することができる。